

法教育

法教育

センターニュース

No. 39

2026年3月22日
第39号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
副会長 新倉 武



「紛争解決の『アイデア』を探して」

前回の法教育センターニュースにて、サマースクール2025についての紹介記事が掲載されていますが、私もその日、午前中のディベート企画を見学しました。そこでは、「校則で部活動への参加を強制することの是非」「後期高齢者に対し運転免許の返納を義務付けることの是非」というテーマで、中高生の生徒さんが、賛否いずれかの立場をランダムに与えられ、反対の立場となった裁判官・検察官・弁護士の法曹三者との間で議論を交わしていました。

生徒側からは、社会背景を前提とした的確な指摘が次々となされ、法曹側も、日々の業務を彷彿とさせるような（本気の？）反論をしていたのですが、そうして議論が白熱していく中、ある生徒さんが、双方の主張を踏まえた折衷的な解決案を提示しました。

これは、自分の立場に沿った主張と反論を繰り返すという本来的なディベートの流れからは、やや外れた意見だったかもしれません。しかし、双方の主張を活かす形で解決の方法を探ろうとするその意見を皮切りに、場の議論の流れが変わったのを覚えています。

それから程なく議論は時間切れとなりましたが、双方の立場を踏まえた建設的な議論が最後にどこに行きつくのか、時間が許せばいつまでも見ていたいという

思いでした。

世の中の議論は、得てして「是か非か」ということを問われがちです。そうした場面では、往々にして自己に有利な立論のみを展開しがちになり、結果的に「あちら立てればこちらが立たぬ」という状況にしばしば陥ってしまいます。

しかし、価値観が多様化した現代社会において、どのように「是か非か」という二元論で単純化できるケースは、本来はほとんどないはずです。個々の価値観や背景事情を前提に、問題の本質に目を向け、なおお互いにとって望ましい解決方法があるのではないかと、頭を悩ませてアイデアを必死に考え出す。こうした公正と調和の思考こそが、「法」の考え方に他ならないと思います。我々法曹は、司法の現場においても、そうした紛争解決の「アイデア」を追い求める努力を続けていかなければならないと切に感じます。

さて、当会のサマースクールは、2007年8月に始まり、途中コロナ禍での中止も挟みましたが、来年で20周年を迎えます。改めて第1回の時点での報告記事を振り返ってみますと、参加された生徒さんから、「実際の事件には被害者も実際にいるし、被告人にももっといろんな事情があるだろうし、そういうことを考えると裁判は重いものだと思う」「道徳や心の面などいろんなことをいっぱい学ばなくてはいけないんだということに気付かされた」という感想が寄せられていたそうです。

このように当会の法教育センターは、「法とは何か」について、長年にわたって生徒の皆さんに伝え続けています。サマースクールから巣立って行かれた生徒さんが、将来、民主主義の担い手として、あるいは法曹として、社会の中で活躍されていくことを願ってやみません。

県教委夏期教員研修

2025年8月22日、13時30分から3時間、神奈川県立総合教育センターにて「授業づくり研修講座（中学校・高等学校）〔社会・地理歴史・公民〕～法教育の視点と模擬裁判授業」を村松剛委員、藤江勇佑委員と一緒に担当しました。また、司法修習生も3名同席しました。

初めに、村松委員が、法教育の意義や法教育が扱う具体的な内容（法の意義・役割、法形成過程、法制度、法の基本原則、法の価値や法的な考え方）などについて、約25分間の講義をしました。言葉だけ見るとわかりにくそうですが、かみくだいて説明されていてわかりやすいものとなっていました。また、この後に続く授業づくりや模擬裁判体験との関連、学習指導要領における位置づけなどについても説明されており、法教育の理論的・理念的な内容を具体的に理解できる素晴らしい導入でした。

次に、事前に準備してきた、ユーザーが特定のウェブサイトを閲覧できないようにそのページへのアクセスを遮断すること（この手法をブロッキングといいます）を認めてよいかどうかという事例について、参加者に「指導案の骨子（授業構想）」を作成してもらいました。そのなかで、利益の対立やツールミンモデルなど、法教育の考え方をどのように使っていくのかを実際に体感してもらえたように思いました。

最後に、模擬裁判を行いました。弁護士3名が裁判官、検察官、弁護人役を演じ、冒頭手続から被告人質問まで終えたのち、各グループで有罪か無罪かを検討し、その結果を発表してもらいました。講評では、藤

江委員より、いわゆる「無罪推定」についての説明がなされ、模擬裁判の事例ではどのようにあてはめているのかが示されました。

講座を終えたのち、今年もセンターの職員の方と講座の反省会を行いました。今年も改善点が見つかりました。この次は、さらにより講座にできるのではと早くも次回が楽しみになっています。

毎年のことながら、準備段階から反省会まで、とても刺激的な時間でした。「法教育の視座に立って新たな価値観やものの見方、考え方を身に付けることができました」といった、我々が狙いとしていた嬉しい感想ももらえました。今後も、自分自身が楽しみながら、参加者にとってわかりやすく、また、有意義な取り組みができればと考えていますので、是非多くの先生方に受講していただければと思っています。

（法教育委員会委員 大城 基樹）

グループワーク①B



（事例）

日本の漫画やアニメは、世界的にも人気なコンテンツとなっている。そのようななか、漫画やアニメをインターネット上で不正に公開しているウェブサイト、いわゆる海賊版サイトが問題となっている。海賊版サイトによる日本のコンテンツの被害は推計で2兆円にも上るといわれている。そこで、海賊版サイトへの対策が考えられることになった。

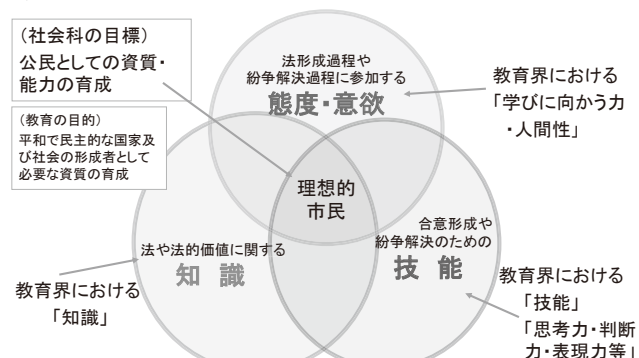


静止画ダウンロードの違法化は実現されたものの、いまだ海賊版サイトととのいたちごっこは続いている。売り上げへの影響は確実で、年間数億円単位の利益が失われている。抜本的な解決のためには、ブロッキング（※下記図参照）により、海賊版サイトの根絶を目指すべきだ。



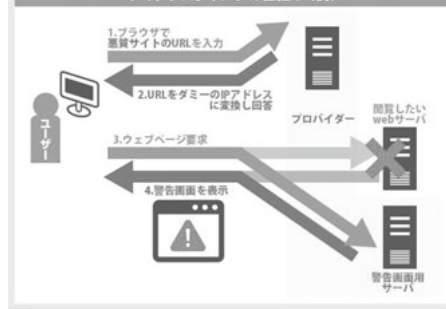
売上が落ちると、アシスタントに払うお金がなくなり、最終的には創作活動に影響が出ることになる。多くの人に読んでもらいたい気持ちもあるが、正規の報酬が失われることは避けたい。

1 法教育の概要 ～法教育の三要素と教育界の「資質・能力」



Center for Civic Educationの表を参考に作成

サイトブロッキングの仕組み（例）



教員・他会と一緒に 授業づくり

2025年度、私たちは、中学校の教員と一緒に、中学3年で学ぶ公民的分野の授業づくりをしました（「授業づくり研究会」と命名しました）。この取り組みで特筆すべきは、札幌弁護士会を中心として、北海道の弁護士・教員と協働し、Z o o mを利用して授業案を報告しあったことです。

私が知っている限り、このような他の弁護士会と一緒に授業研究をする取り組みは、全国で初めての試みです。研究会は、6月終わりから9月上旬まで、およそ2週間に1回のペースで、全5回開催されました。

研究会の進め方は、まず発の教員から、「今の生徒は、周り（他の生徒・教師・親など）との関係性に気を遣っているし、周りから変に気を遣われる存在になりたくないと思っている者が多い。そのため、できれば人と深い関わりを持ちたくなく、表面的な人間関係しか築けない生徒が増えている。」という現状認識についての話がありました。

このような認識を踏まえ、神奈川班では、生徒の身近な問題から授業を作ろうということになりました。

そして、①生徒同士の様々な関わり方の事例を通じて、ルールとマナーの関係を考える授業、②SNSのトラブルから子どもに対するSNS規制の是非を検討することを通じて、表現の自由を考える授業、③普段発言する際に気を付けていることを整理したうえで、自由



権に関する日本国憲法の規定や歴史を学びながら、自由に考え発言することの社会的意義について考えさせる授業、これら3つの授業案を作成・発表しました。

今回の取り組みは、教員を通じて今の生徒の実情を知る良い機会となりましたし、実情を意識しながら授業をつくるという弁護士だけではできない経験を得ることができました。また、普段から教員と授業づくりを続けている札幌班から発表された授業案は完成度が高く、大変参考になりました。そして何より、教員や他会の弁護士と活発に意見交換することによって大きな刺激を受けました。研究会は、1回あたり1時間に設定しましたが、毎回時間が足りませんでした。

私にとっては、期の若い先生方と楽しくご一緒できたという副産物もありました。次年度以降もこのような取り組みができればいいと思います。

（法教育委員会委員 村松 剛）



「夏季教員研修」にて 法教育の実践例を紹介

2025年8月4日、横浜地方検察庁にて「夏季教員研修」が開催され、小・中・高校、特別支援学校から50名の教員が参加しました。当日は、彌重仁也委員とともに「法教育」に関する講師を担当し、法教育の概要や教育課程との関連（どの科目で実施しやすいか）等について解説しました。授業実践例としては、「シェークスピアの分配（配分的正義）」や「チケット高額転売規制のルールづくり」といった多角的・論理的な思考を促す教材のほか、「話し合い活動」や「調停」の考え方についても紹介しました。

事後の質疑応答やアンケートでは、小学校の教員から「特別活動や個別支援学級での具体的な導入方法」についての質問や、「話し合いの力が弱い児童へのアプローチ」や「短絡的な行動を防ぐための思考の枠組み」として、法教育が「考える力の基礎」になるとの意見が寄せられました。また、持参した実践報告書（伊勢山小学校での取り組み。法教育センターニュース第30号、同31号参照）を休憩時間に熱心に読み込む姿も多く見られ、具体的な指導案や教材提供への強いニーズを実感しました。

法教育は法律の知識を教えるものではなく、社会的な課題を解決する力を育むものです。今後も、現場の先生方が授業に取り入れやすいよう、情報発信やワークショップの充実に努めます。

（法教育委員会委員 瀬川 智子）



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通 9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時



今年で法教育センター開設20周年です。20年間、様々な立場の方に法教育活動を発信できたのは熱心に活動が続けてくれた委員や協力をして頂いた各機関関係者、学校関係者全ての皆様のおかげです。これからも法教育活動を発信できるよう広報部会としても頑張っていきます。
(田丸明子)



編集委員

Law-Related Education

細貝 嘉満	青木 康郎	田丸 明子
河野 隆行	服部 知之	村上 貴久
押田 美緒	大木秀一郎	松浦ひとみ
伊藤 真哉	岩崎 健太	鈴木 翔

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ
(<https://www.kanaben.or.jp>)
にアクセス!

